

## 深川保健相談所における酒害相談の取り組み

江東区深川保健相談所 生井 明子

江東区では1965年の精神衛生法において、地域における精神衛生活動の第一線の行政機関として保健所が位置づけられてからさまざまな精神保健業務に取り組んできました。その一つに酒害予防対策があります。

1985年には公衆衛生審議会が、「アルコール関連問題解決に関する意見」を示し、

1. 適正飲酒に関する知識の普及、未成年者の飲酒防止のための社会環境整備などの予防対策
2. 専門医療機関の整備及びこれら医療機関と精神保健センター、保健所との連携確保
3. 回復途上にあるアルコール依存者が地域で断酒を継続できるような支援体制の整備などの必要性を指摘。

それらのことをうけて深川保健相談所では酒害予防対策として

### (1) 酒害相談教室

保健師の司会の下に、相談者、断酒会員、医師が一同に会し、集団療法的な形式で1980年より実施。開始当初は患者本人もグループに参加、直接援助を目的としていたが、アルコール依存症本人は自らミーティングを利用するだけの社会適応能力を欠いている場合が多い現状だった。そこで1982年より患者本人への直接的な働きかけから、家族を介した働きかけへと援助の対象を切り替えました。現在でも断酒会と連携をとりながら、月2回実施。

### (2) 酒害ディケア

回復途上にあるアルコール依存症者が地域で断酒を継続できる支援体制の一部として1987年から酒害ディケアを開始。主にミーティング形式で、週1回実施。参加者の中には医療機関になかなか結びつくことができず、週1回の保健相談所のミーティングに参加することで断酒を継続している人もいます。

### (3) 健康教育

アルコール問題の健康教育のひとつとして両親学級や、乳幼児健診、育児学級等の事業で江東区健康プラン21の目標に基づき、作成したパンフレットを配布。また、このような教室で、妊娠中や授乳期のお酒の影響についても話をするようにしています。また乳幼児健診のアンケートの内容に家庭内でアルコールを飲む人の有無、妊娠中にアルコールを飲んだかどうかの記入項目があります。実態を知るだけでなく、記入することで自分たちの生活の振り返り、気づきになってもらえたらという狙いが込められています。

### (4) 地域の関係者や関係機関と連携について

年に2回酒害相談事業のまとめとしての連絡会議を行っていましたが、平成16年に日ごろから未成年者に関わることの多い地域代表の方(民生児童委員、青少年対策地区委員、近隣病院、教育指導主事、警察生活安全課職員など)にも会議に出席をしていただき、地域の関係機関連絡会議を開催。その後も地域の現状の相互理解を深めていく上でもこのような会議は必要ということになり、連絡会議に出席をお願いするようになりました。また、酒害相談教室の医師より、アルコール依存症者の社会復帰を支援していく中で就労は大きな問題の一つであり、一般の精神疾患の患者と就労支援の形は異なるという話が出たことがきっかけの一つとなり、就労支援を含めたアルコール依存症者の社会復帰に関する連絡会議を平成17年より開催。

### (5) アルコール問題講演会の実施

精神衛生活動の一つとして年に1回酒害に関する講演会を実施。

アルコールの害やアルコール依存症とはどのようなものなのかといった講演会を実施していました。同じことの繰り返しのような手ごたえの無さを感じ、平成 13 年よりさらに予防活動に重点を置き、未成年者を対象とした講演会を実施。

きっかけはアルコール担当者の話し合いの中で、『そういえば子供を対象とした講演会はやったことがない』といった一言からでした。しかしいきなり子どもを対象とした講演会では人を集めることは難しいだろうということで、直接子どもたちに関わる教師、生活指導担当の人を対象に考え、生活指導担当者会議に合わせて講演会を開催。

そこで未成年者に向けてのアルコール問題が、ほとんど認識されていないという事実が判明。繰り返し、同じテーマで理解を深めていく必要があるということを担当者間で共通認識しました。

そこで翌年 14 年度にも同じテーマで一般区民を対象とした講演会を実施。民生児童委員会や、教育委員会を通して、小・中学校・幼稚園の副校長会に出向き、講演会の趣旨をアピールしたり、町会、老人会、警察、PTA 会長、など関係機関団体を通して講演会のチラシの配布や、ポスター掲示をお願いしました。教育委員会を通しての講演会の周知には、当初は何故幼稚園や、小中学校なのかという反応がありました。数多くの関係機関に周知した割には人が集まらず、未成年者の飲酒問題に対する予防活動の難しさを考えさせられました。

そのような中、江東区の健康プラン 21 策定のための区民の健康意識調査が平成 14 年度に実施一般区民対象の調査結果では

- ①アルコールを飲むと答えた人が 6 割以上
- ②病気になる限り節酒しない、節酒しないと答えた人が 5 割

中高生対象の結果では

- ①アルコールを飲んだことがないは 6 割弱。反面 3.2% がよく飲んでいると回答
- ②年齢、性別に見ると「飲んでいる」は年齢が上がるほど漸増 特に女性では 16 歳では 45% だったのが 17 歳になると 75% に増加。
- ③成人後の飲酒意向は女子のほうが高く、6 割を超える。男性は 48%
- ④「家族や親戚に勧められて」がアルコールを飲んだきっかけのトップ。特に女性は「家族の中に飲む人がいるから」が 2 位で、男性と 2 割の差がある。
- ⑤飲酒が健康に及ぼす影響についての家族との話し合いが全くないという回答が 5 割以上。
- ⑥多量飲酒者の割合は江東区男性 4.7% 東京都 4.7% 国 4.1%、女性では江東区 1.2% 東京都 0.5% 国 0.3% と男女ともに国の平均を上回っている。

このような状況、特に中高生のアンケート結果から、周囲の大人に対してアルコールの正しい知識を伝えていくことが大切であるということを確認させられました。ただ単に法律で禁止されているというのではなく、体や脳に及ぼす影響についてもきちんと答えられなくてはいけないと考えました。薬物の害は問題視され、学校教育でも大きく取り上げられていますが、アルコールは薬物という認識がなく、「少しぐらいなら」という風潮があります。青少年対策地区委員や、学校関係者の認識も同様でした。

また同じく平成 15 年にアスクの国際シンポジウムの、『胎児性アルコール症候群を知っていますか？ 妊娠中の飲酒が次世代にもたらす影響』という緊急報告が更なるきっかけとなっています。

保健相談所の事業の中で出会ったケースの中には胎児性アルコール症候群を疑わせる事例や、核家庭で一人で育児をすることがストレスとなりアルコールに頼ってしまっている母親たちがいます。深川保健相談所では平成 13 年から繰り返し、未成年者の飲酒問題をテーマにした講演会を企画して各種関係機関に周知してきました。ここ 1.2 年ではようやく教育委員会や民生児童委員会の会議に出向き、講演会の趣旨をアピールすることが担当部署にも普通のことのように受け入れられるようになってきました。担当者が代わったから無くなってしまいうのではなく、毎年恒例として定着していくように続けて生きたいと考えています。

以上が深川保健相談所の酒害予防活動の取り組みと、同じテーマを繰り返し実施している背景です。